

議第2号議案

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例の
一部改正

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月29日提出

横浜市会議員全員

横浜市条例（番号）

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例の 一部を改正する条例

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例（平成7年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、前項ただし書に規定する日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

提 案 理 由

郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

政治倫理の確立のための横浜市議員の資産等の公開に関する条例（
抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

（資産等報告書等の提出）

第2条 議員は、その任期開始の日（再選挙、補欠選挙又は増員選挙により議員
となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選
人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において
同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に
応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100
日を経過する日までに、横浜市会議長（以下「議長」という。）に提出しなけれ
ばならない。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）
、貯金（普通貯金を除く。）及び郵
便貯金（通常郵便貯金を除く。）
預金 及び貯金
の額
、貯金及び郵便貯金

(5) 金銭信託 金銭信託の元本の額

(5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び
(6) 証券取引法

第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（
株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとす
れば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては、株式の銘柄及び株
数）

(6) (本文省略)

(7)

(7)
—— (本文省略)
(8)

(8)
—— (本文省略)
(9)

(9)
—— (本文省略)
(10)

(第 2 項省略)